

こととする。なお、これによりがたい場合は別途考慮できる。

- ①当初設計時の雨休日と実際の雨休日(施工期間中の土日(特定した2曜日)、祝日、年末年始(6日間)および夏季休暇(3日間)の休工日ならび天候による休工日)との差の期間。なお、実際の雨休日の集計にあたり、重複の無いよう注意すること。
- ②自然現象による災害、その他不可抗力への対応期間
- ③関連工事との調整に要した期間
- ④他事業に起因する事由、関係法令の改正等に伴い必要となった延長期間
- ⑤追加工種に要する雨休率を考慮した施工日数
- ⑥増加数量に要する雨休率を考慮した施工日数
- ⑦変更工法の施工日数と当初工法の施工日数の差の日数に雨休率を考慮した期間
- ⑧予期することのできない特別な事象への対応に要する期間

7. 工事工程の確認

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった要因により遅れが生ずることがある。そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間の協議のうえ適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、当初契約時、変更契約時(変更協議時含む)、履行報告時などに工期に影響のある事項(クリティカルパス、工事抑制期間など)、工程を受発注者間で確認すること。

(参考 1)

標準工期試算式(参考値)

$$T = A \times P^b$$

T : 工期

P : 直接工事費

A、b : 係数(下表による)

注) この式による工期の算定はあくまで目安であり、積上げによる算定を基本とする。

工種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
海岸工事	0.6	0.3265
道路改良工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
PC橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436

